

宇和島市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

(免責)

宇和島市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携を強化し、郵便局ネットワークの活用を通じて、本市の魅力発信及び地域経済の活性化、市民サービスの向上を推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、協力して次に掲げる事項（以下「協力事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 地域の暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 市政や観光等の情報発信・PRに関すること。
- (4) 地域ブランド・産業の推進に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 高齢者等を支える地域づくりに関すること。
- (7) 健康づくりに関すること。
- (8) 人口減少対策に関すること。
- (9) 未来を担う人材育成に関すること。
- (10) その他、市民サービスの向上、地域の活性化等を図るための施策に関すること。

2 甲及び乙は、協力事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙においては別表の郵便局が本協定を実施する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかつた場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

ただし、第2条第1項の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、協力事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月19日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市

宇和島市長

岡原文彰

乙 愛媛県宇和島市丸之内1-3-12

日本郵便株式会社

宇和島郵便局長

坂井邦治